

平成27年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 会議録

1 開催日時 平成28年3月3日(木)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 浜松市役所本館 8階 802会議室

3 出席状況 ※敬称略

- <専門委員> 浜松市警察部 太田
静岡県弁護士会浜松支部 鈴木 敏弘
15名 静岡地方法務局浜松支局 畑山
浜松市人権擁護委員連絡協議会 石貝
浜松市医師会(産婦人科) 西村
浜松市医師会(小児科医会) 野田
浜松市歯科医師会 浅井
浜松市薬剤師会 澤井(代理:野寄)
浜松市助産師会 齋藤
浜松市民生委員児童委員協議会 稲田
浜松民間保育園園長会 佐藤
浜松市私立幼稚園協会 水野
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(児童養護施設) 川村
浜松市里親会 河村
浜松市児童家庭支援センター 村瀬
- <関係機関> こども家庭部 伊熊、児童相談所 鈴木 勝、
15名 次世代育成課 寺田、幼児教育・保育課 安間、
健康増進課 小橋(代理:辻村)、障害保健福祉課 久野
精神保健福祉センター 二宮
学校教育部指導課 上野(代理:山田)
中区社会福祉課 中村 秀夫
東区社会福祉課 中野、西区社会福祉課 伊東、
南区社会福祉課 松井、北区社会福祉課 久米、
浜北区社会福祉課 渡邊、天竜区社会福祉課 中村 武仁
- <事務局> 中村 本子、櫻井、平野、生田、大羽
5名

4 議事内容

- (1) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第11次報告)について
 - ①第11次報告の概要について 資料1
 - ②虐待の発生及び重篤化の予防について 資料2、資料3、資料4
- (2) 平成27年度上半期浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について 資料5
- (3) 各機関の役割及び取組み状況について

5 会議録

次第1 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき感謝する。ただ今より、平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議を開催する。

本日は、専門委員16名中、14名、代理出席1名澤井康行委員の代理として野寄秀明様に出席いただいている。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。

次第2 構成機関紹介

事務局 それでは、次第2「構成機関の紹介」として、第1回代表者会議において欠席された委員につき、自己紹介願う。

野田委員 浜松市医師会（小児科医会）として参加する。

河村委員 浜松市里親会の副会長として参加する。実親に育ててもらえない子どもたちを養育している団体である。また、児童養護施設に入っている子ども達が家庭的養育を経験できるよう、週末里親というものも行っている。里親は少なかったが、児童相談所の努力により、毎年11組程の里親が増えている。

事務局 ここから先は議事に移るので、会長に進行を願う。

会長 日頃は、浜松市の要保護児童等の支援、児童虐待防止のため、協力いただき感謝する。本日は、会長を務めさせてもらう。会議に先立ち、公開の審議ということを報告する。

次第3 議事

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、次第3のとおり4項目である。

議事（1）

会長 それでは、(1)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第11次報告）の概要と第11次報告からの提言である「虐待の発生及び重篤化の予防」について、事務局から説明願う。

また、引き続き、「浜松市における特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の取組み」についても事務局から報告願う。

事務局 資料1に沿って「第11次報告の概要」について説明する。

資料2に沿って、第11次報告の提言である「虐待の発生予防及び重篤化の予防」（11次報告抜粋）について、第11次資料抜粋を使い詳細説明する。

資料3、資料4に沿って、「虐待の発生予防及び重篤化の予防」の取組みの一つとして、「浜松市における特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の取組みについて」を報告し、来年度新規事業について説明する。

稲田委員 新規事業のうち、未来のパパママ講座は行政が主催するのか、民間団体主催の講座に講師を派遣するのか。

また、新規事業のうち婚姻予定者へのちらしによる妊娠・出産・不妊治療等の情報提供は、婚約予定者をどのように把握するのか。

健康増進課 1点目、未来のパパママ講座は、現在の案として企業等の新任者研修等での協力を考えている。講師は行政で派遣するが、場の設定は企業にお願いしたいと考えている。

2点目、情報提供では、現在の案として婚姻届けの用紙を取りに来た市民に対し配布することを検討しているが、配布先については課題である。

齋藤委員 新規事業のうち、産後ケア事業、育児ヘルパー事業、子育て短期支援事業について、利用者の規制や所得制限はあるのか。

子育て短期支援事業のトワイライトは先に予定がわかっている場合に利用できるのか。

事務局 所得制限は、生活保護世帯や市民税非課税世帯等、経済的に困窮状態にある家庭について、市が支援をしていく方向で考えている。一般家庭であれば、産後ケア事業は1万/1日補助を考えている。育児ヘルパー事業も同様、経済的に困窮状態にある家庭については支援をしていき、一般家庭であれば1,000円/時間の補助を考えている。

子育て短期支援事業のトワイライトは、緊急の場合は臨機応変に対応していく予定だ。

稲田会長 新規事業の育児ヘルパー事業が委託ということであれば、事業名のネーミングもそれがわかるようにし、誤解のないようにしてもらいたいと思う。

事務局 国の事業名も同様の名称を使っているが、市民への周知に対してはネーミングを検討したい。

会長 第11次報告からの提言に対し、効果的な周知・啓発のご意見や支援に関する提案などをいただきたい。

1点目《妊婦が妊娠を一人で抱え込まずに相談することを促すための更なる周知》につき、妊婦が妊娠を一人で抱え込まずに相談することを促すための周知について、公共の機関における周知に留まらず、民間機関や市民団体等での周知に係る協力を得る等、地域の実情に応じたより効果的なPRに努めるべきになっている。

齋藤委員 妊娠中からの継続的な取り組みとして、子育て支援ひろばでの妊婦支援に助産師会として協力している。PR方法として、母子健康手帳交付時にはまずくファイルと一緒にチラシを渡している。しかし、産婦さんに聞いてみると、そのような情報は知らなかったという声もある。母子健康手帳交付の時に、はまずくファイルとあわせ、より丁寧な説明をしていくことを重点的に行えば、早い段階での予防につながると思う。子育て支援ひろばでの妊婦支援の積極的な周知が望まれる。

健康増進課 母子健康手帳は、保健師か助産師の専門職が面接し、説明している。母子健康手帳交付申請に来所する妊婦は、妊娠初期の時期が大半であり、悪阻等で体調が優れないこともあるため、妊婦の状況にあわせ優先順位をつけ、はまずくファイル等の説明をしている。妊婦に必要な情報が伝わるよう今後も努力していく。

石貝委員 資料4の思春期教室、依頼の性教育は、性教育の問題の難しさもあるが、特に高校生の女性には、今後の選挙権の付与や結婚年齢に達する点から考えても、母子健康手帳がどういう形で交付されているか等、PRをする必要があると思う。

健康増進課 全中学校には思春期教室を行っているが、高校から要望があった場合は依頼教育で対応している。

母子健康手帳に関しては、必要時、依頼教育の内容に盛り込むよう検討していきたい。

村瀬委員 特定妊婦は、中高生で非常に大きな問題になる。性教育として、妊娠の仕組みだけではなく、妊娠してしまったらどうするか、トラブルが起こった時にどうやってどこに助けを求めるかまで含めて教育する必要がある。

太田委員 現状、発生してしまった場合に、どこに相談していいのかわからないという点が問題になっている。行政では要望のあった高校に性教育を行っていると言うが、子どもの要望に応えるためには、全校を回った方がよいと考える。

健康増進課 妊娠SOS相談事業を平成23年から行っている。昨年度から市内300か所の薬局でもPRしていただいている。事業開始から延300件程相談がきている。そのうち、50件程は19歳未満の学生で、中高生からの相談も少しずつ入っている。

会長 《精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援》につき、精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援の中で、安定的な養育環境を維持するために必要な保健・医療・福祉分野の他職種による重層的な支援を行っていくことが必要であり、希死念慮を抱く養育者の場合は、要対協の場を積極的に活用して各関係機関の役割分担などを予め協議し、共通認識を持っておくことが迅速な対応に結びつくとなっている。これに関する意見はいかがか。

稲田会長 質問である。1点目、要対協が開始し、何年か経っているが、現状の評価はいかがか。要対協として、現状の課題を総括をしてもらいたい。2点目、パパママ教室や乳児全戸訪問事業等の母子保健事業が本来の役割をきちんと果たしているかという評価はしているのか。

事務局 1点目、要対協もいろいろ取組等が若干変わっており、そのような点からも事務局で確認しながら、市としてよりよい形を目指している。ただ、課題等はあるため、その整理をし、仕組み等の見直しを図っていきたい。

健康増進課 2点目、母子健康手帳の交付等、国の制度に基づき行っているため、母子保健の役割は果たせていると考えている。その後のハイリスク者のフォローについては、他機関と協力しながら行っている。

議事(2)

会長 「平成27年度上半期浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について」につき、事務局から説明を願う。引き続き、実務者会議の事務局である社会福祉課から報告願う。

事務局 資料5に沿って、平成27年度上半期浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況の説明をする。

各区 各区実務者会議であがった課題について報告をする。

水野委員 不自然な怪我の場合は、迅速に通報する、ということは各幼稚園が徹底しているように思う。ただ、ネグレクトは難しいところがある。幼稚園の役割には母親教育もあるため、命にかかわることであればすぐ通報するが、白に近いグレーの疑いの時に、どのように判断していくかが難しく、契約行為として園児を預かっている私立幼稚園としては、通告したことによって児童が退園した場合、唯一社会に対して開かれた窓が閉ざされてしまう可能性も危惧しており、その点も考慮して判断しているということを理解願う。

佐藤委員 保育園は、毎日保護者と担任が顔を合わせ、子どもの様子等を話すことができる。状況によっては、アザ等についても保護者に確認している。虐待疑いがある場合には、すぐに通報するよう園長会でも周知している。園長会でも引き続き、各園の園長や保育士に、通告義務について周知徹底していく。

事務局 区の報告からも、初期対応に関するフローチャートやマニュアル等の課題が報告されていたことから、時間はいただくが、要対協として各関係機関へ示せるものを作成していきたい。

稲田委員 地域に未就園児で虐待されているケースもいる。その場合は、在籍場所がなく、モニタリングできない。地域でみる必要があるが、民生委員児童委員でも隣人の通告をためらうケースもある。その時は会長に報告し、通告する場合もある。園や学校等だけでなく、地域でも早期に発見して通告する場合もあるので、地域ぐるみで虐待に対し問題意識を高めていく取り組みをしていく必要がある。子どもの通う機関と、地域全体という両方の視点が必要だ。

議事(3)

会長 委員から、情報提供等あれば発言願う。

太田委員 児童への身体的虐待だけではなく、DV目撃による心理的虐待も発生数が多い。

DVは児童虐待より約3倍多く、経年で見てもDV、児童虐待共に増えている。そこで県警では、人身安全関連事案として生活安全部署に人身安全対策課を新設し、対応している。扱う事案は傷害、暴行がほとんどを占め、児童虐待で約80%、DVで80%以上占める。浜松市の児童虐待の認知件数は、県下全体の20%を占める。被害児童の男女差はないが、心理的虐待が身体的虐待より1.5倍程多い。身体的虐待の件数は、県内全体も市内も36%程度であるが、心理的虐待は56%以上である。

警察としては、事案が発生したら被害届を出してもらいたいが、様々な事情で出さない人もいる。しかし、そのままでは重篤事案になってしまうため、被害者保護の観点から、全国及び県下の警察では積極的に当事者の検挙・隔離を進めている。特に被疑者に強い殺意がある場合は、検挙するよう努めている。

早期発見が一番重要だと思うため、先日の富士市の高校生による乳児死亡事例の課題のように、周囲が注意を配り、社会的支援をしていく必要があると思う。

行政と民間との連携という言葉はよく聞くが、会議を開くだけではなく、例えば警察110番通報があったら各機関と情報共有をする、学校から心配な事例は警察に相談してもらおう等、スムーズな情報交換をしていくことが早期発見につながると思う。

畑山委員 今回、当方で作成・配布している子どもの人権SOSミニレターを各委員に配布している。現在までに、このミニレターにより131件の相談が寄せられており、親から虐待を受けている児童本人からの相談で、学校の先生と連携して見守りや状況把握をした事例もある。

最近、外国籍の保護者で日本語で不自由している家庭も多いため、子どもとの会話や学校からの連絡でスムーズにいかず生活面でイライラしてしまうこともある。そのため、外国籍の家庭にも配慮してもらえればと思う。

稲田委員 本日、各委員へ民生委員児童委員の活動を紹介する広報誌「はまみん」を配布している。毎年、民生委員児童委員は全国大会を開催し、その際の厚生労働大臣の挨拶文と、大会で採択された宣言も参考に添付した。また、民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会、行政の共催で、児童虐待防止推進月間の時、街頭キャンペーンを行っている。

会長 情報提供いただき感謝する。それでは、事務局及び各区においては、実務者会議が効果的に行われるよう、調整をすすめるよう願う。また、各機関では、今後も実務者会議への協力を願う。

以上で、本日の議事は終了となる。次に次第4、報告として事務局から浜松市ホームページによる「児童虐待防止」の啓発について報告願う。

事務局 資料にそって、浜松市ホームページによる「児童虐待防止」の啓発について報告する。

会長 本日の審議は以上のため、事務局に進行を戻す。

事務局 各委員には、貴重な意見をいただき感謝する。機関の代表である委員においては、

本日の内容を所管する部署に周知願う。

代表者会議の委員は2年任期のため、次年度も引き続き宜しく願う。

今後、実務担当者にも代表者会議での意見を伝え、虐待防止や支援・保護が適切に行われるよう、調整を図っていく。

以上をもち、平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議を閉会する。

以上。